

(訟ろー01)

平成21年5月19日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局第三課長 上田正俊

「記録媒体取扱通達の概要」の送付について（事務連絡）

この度、平成21年5月19日付け最高裁総三第000508号総務局長通達「裁判員の参加する刑事裁判における訴訟関係人の尋問及び供述等の記録媒体への記録等に関する事務の取扱いについて」が発出されました。

この通達の趣旨等は、別添の「記録媒体取扱通達の概要」のとおりですので、執務の参考にしてください。

(平成21.5.19総三印)

記録媒体取扱通達の概要

第1 制定の趣旨

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号。以下「裁判員法」という。）第65条第1項の規定により、裁判所は、審理又は評議における裁判員の職務の的確な遂行を確保するため必要があると認めるときは、訴訟関係人の尋問及び供述等を記録媒体に記録することができるとされたことから、当該記録媒体への記録及びその保管等の取扱いについて定めることとした。

第2 通達の概要

1 訴訟関係人の尋問及び供述等の記録媒体への記録

(1) 記録の方法

裁判員法第65条第1項により訴訟関係人の尋問及び供述等を記録媒体に記録することとなった場合には、まず、第一次的に、当該期日に立ち会った書記官は、法廷に設置された庁用の記録装置を用いて当該訴訟関係人の尋問及び供述等を記録することとなる（記第1の1）。庁用の記録装置とは、裁判員裁判用法廷に設置されている音声認識システムを想定しているが、ビデオリンク方式により証人尋問を行った場合はビデオリンクシステムも含まれる。

音声認識システムを用いて記録した場合、証人等の映像及び音声の記録（証人尋問等記録）は、音声認識システムのアプリケーションパソコンのハードディスク及び映像記録装置（DVR）にそれぞれ保存される。アプリケーションパソコンのハードディスクに記録された証人尋問等記録は評議室や書記官室のパソコンで利用され、映像記録装置に記録された証人尋問等記録は更新用記録媒体の作成に利用されることになる。

(2) 証人尋問等記録の消去

証人尋問等記録のうち、映像記録装置に記録されたものは、記録された日

から一定期間経過後（60日後）に自動的に消去されるが、アプリケーションパソコンのハードディスクに記録されたものは、自動的に消去されない。

証人尋問等記録は、個人情報の保護及び情報流出の防止の観点から、利用の必要がなくなれば確実に消去する必要があるので、[REDACTED]

[REDACTED] 担当書記官が消去することとした [REDACTED]
[REDACTED]

2 証人尋問等記録の複製用記録媒体等への保存

(1) 保存方法

評議等で利用するために、証人尋問等記録を評議室や書記官室のパソコンに取り込んで利用する必要がある場合は、音声認識システムのアプリケーションパソコンのハードディスクに記録された証人尋問等記録を、パソコンから取り外して持ち運び可能な複製用記録媒体（ポータブルハードディスクを想定している。）に一旦保存し、さらにその証人尋問等記録を評議室や書記官室のパソコンのハードディスクに保存できるようにした（記第2の1）。

(2) 複製用記録媒体の保管等

複製用記録媒体は、①可搬性があり、常に移動を伴うものであるから紛失の危険性が高いこと、②一人の書記官による長期間の管理を想定していないこと、③当該部内の複数の書記官が利用することが想定されており、責任の所在が不明瞭となることから、担当書記官が所属する部の主任書記官が、[REDACTED]

[REDACTED] 施錠できる場所に収納する方法により一括して保管することとした。

そして、主任書記官は、自己が保管する複製用記録媒体を、担当書記官の求めに応じて貸し出し、担当書記官は、複製用記録媒体を利用する必要がなくなった場合には、直ちに主任書記官に返還することとした（記第2の2）。

(3) 証人尋問等記録の消去

庁用の記録装置の内部に設置された記録媒体に保存された証人尋問等記録と同様、複製用記録媒体に保存した証人尋問等記録についても、個人情報の

保護及び情報流出の防止の観点から、

に消去することとした。なお、評議室や書記官室のパソコンのハードディスクに保存した証人尋問等記録についても同様とすることとした

3 更新用記録媒体の作成

(1) 作成を要する場合

裁判員法第65条第1項の記録媒体は、裁判員裁判における公判手続の更新の際に、証拠として取り調べられることがある。

そこで、公判手続の更新が予想される場合には、更新用記録媒体（音声認識システムの映像記録装置に記録された証人尋問等記録を利用して作成することを想定している。ただし、ビデオリンク方式により証人尋問を行った場合で、更新用記録媒体の作成を要するときは、ビデオリンクシステムを利用して作成することを想定している。）を作成し、事件記録に添付することとした（記第3の1）。

ビデオリンク方式により証人尋問を行った場合で、同条第3項本文の規定により訴訟記録に添付して調書の一部とした記録媒体（ビデオリンクシステムを利用して作成したもの）が存在するときは、当該証人尋問の部分については改めて更新用記録媒体の作成を要しないこととした（記第3の1のただし書き）。

(2) 作成方法

更新用記録媒体は、期日ごとに作成すれば足り、供述又は陳述をした者ごとに作成する必要はないこととした（記第3の2）。

(3) 保管

更新用記録媒体は、その性質上、破損しやすいものであることから、保管用ケースに収納した上、保管用の袋に入れて、事件記録の末尾に添付する方法により保管することとした（記第3の3）。

(4) 管理票の作成

更新用記録媒体は、事件記録の一部ではないが、事件記録に添付され、長期間の管理がなされること、控訴の申立て等に伴って上訴審等に送付されることになること、将来的に証拠となる可能性があることから、更新用記録媒体の記録内容を記載した「管理票」を作成し、事件記録に添付することとした（記第3の4の(1)）。

公判手続の更新の際に証拠として取り調べた更新用記録媒体は、事件記録の一部となり、記録に添付されている他の更新用記録媒体とは区別して管理する必要がある。そのことを明確にするため、更新用記録媒体が証拠として取り調べられたときは、担当書記官は、管理票に、証拠として取り調べられたこと、取り調べた公判期日の回数及びその年月日を記載して認印することとした（記第3の4の(2)）。なお、これらの事項は、備考欄に記載する。また、更新用記録媒体を廃棄したときは、廃棄の事実を明確にするため、廃棄を担当した書記官が、管理票の廃棄年月日欄に、その年月日を記載して認印することとした（記第3の4の(3)）。

管理票は、更新用記録媒体を廃棄したことを明確にするため、事件記録を検察官に送付する前に、第一審裁判所の記録係で分離し、事件終結の日から1年間保存して廃棄することとした（記第3の4の(4)）。分離した管理票は一括して記録係で保管する。

管理票の記載イメージについては、別添参照。

(5) 送付

控訴の申立て等により事件記録を他の裁判所に送付する場合には、当該事件記録に添付されている更新用記録媒体を管理票とともに当該裁判所に送付することとした（記第3の5の(1)）。また、更新用記録媒体を他の裁判所に送付する場合には、当該記録媒体及び管理票を添付する旨を記録送付書の適宜の欄に記載することとした（記第3の5の(2)）。

(6) 廃棄

更新用記録媒体は、証拠として取り調べられ、訴訟記録の一部となつた場合を除いて、事件の終結後は検察官に送付することを要しない。また、裁判所において保管を継続する必要もなく、個人情報の保護及び情報流出の防止の観点から、速やかに廃棄するのが相当である。そこで、第一審で終結した場合は担当書記官が、上訴審で終結した場合は上訴審から事件記録を受領した第一審裁判所の記録係の書記官が、それぞれ速やかに事件記録から分離して廃棄することとした（記第3の6）。この場合、廃棄した書記官が、管理票に廃棄年月日を記載し、認印することは前述のとおりである。

4 その他

(1) 留意点

訴訟関係人の尋問及び供述等の記録媒体への記録及びその活用については、証人等のプライバシーの保護、被害者感情の尊重などを十分勘案し、適切な運用を行う必要があることから（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律（平成19年法律第60号）の附帯決議第5項を参照），証人尋問等記録の保存された記録媒体の取扱いについても、厳重な管理に努めなければならないものとした（記第4の1）。

(2) 事故の報告

個人情報の保護及び情報流出の防止の観点から、証人尋問等記録の保存された記録媒体について紛失等の事故が生じたときには、事件記録の場合と同様に所属庁の長に速やかに報告することとした（記第4の2）。

(別添管理票記載イメージ)

更新用記録媒体管理票

平成21年(わ)第1234号

被告人 東京太郎

管理番号	記録年月日	供述者氏名等 (該当するものを○で囲む)	廃棄年月日 廃棄者認印	備考
1	第1回公判 ○・○・○	①・被・通・鑑 横浜 次郎 ②・被・通・鑑 川崎 三郎 証・被・通・鑑 識者 神奈川 四郎 証・被・通・鑑	○・○・○ 	
2	第1回公判 ○・○・○	証・被・通・鑑 識者 神奈川 四郎 証・被・通・鑑 東京 太郎 証・被・通・鑑 証・被・通・鑑	○・○・○ 	
3	第2回公判 ○・○・○	①・被・通・鑑 新橋 五郎 証・被・通・鑑 証・被・通・鑑 証・被・通・鑑	.	証拠調査 第4回公判 ○・○・○ 
4	第 回公判 .	証・被・通・鑑 証・被・通・鑑 証・被・通・鑑 証・被・通・鑑	.	印
5	第 回公判 .	証・被・通・鑑 証・被・通・鑑 証・被・通・鑑 証・被・通・鑑	.	印
6	第 回公判 .	証・被・通・鑑 証・被・通・鑑 証・被・通・鑑 証・被・通・鑑	.	印

(注)

1 「供述者氏名等」の「証」は証人、「被」は被告人、「通」は通訳人、「鑑」は鑑定人を示す。その他の場合は適宜の方法で記載する。

2 1人の供述者等の記録が2以上の記録媒体にまたがって記録された場合には、該当するすべての記録媒体の欄に氏名等を記載する。